

被疑者弁護の充実の流れ

—— 弁護人選任権の保障を中心に ——

毛 利 晴 光

第1 はじめに

平成30年6月1日から被疑者国選弁護の対象事件が拡大され、勾留された被疑者はどのような罪名の事件でも国選弁護人を請求することができるようになった。この機会に、ここに至るまでの被疑者弁護の充実の流れを、弁護人選任権の保障を中心に、振り返るとともに、今後の方向性と課題について論じてみたい。なお、以下、「被疑者弁護の充実」というときには、弁護人選任権の保障を中心にした趣旨であるので、あらかじめお断りしておく。

筆者は、裁判官として、長年、刑事裁判に関わり、公判審理を通じて、あるいは、令状請求事件や準抗告事件等の処理を通じて、被告人弁護及び被疑者弁護の実情の一端に接してきたほか、裁判官退官後しばらくして弁護士登録をし、わずかではあるが、弁護人として被疑者弁護及び被告人弁護の活動にも携わることができた。また、大学及び法科大学院において刑事訴訟法の授業を担当することとなり、学生に教える立場として、あらためて弁護人の弁護活動についてもいろいろと考える機会を得た。本稿は、こうした経験、体験を通して、裁判官の視点からのみならず、弁護士の視点からも踏まえ、被疑者弁護の充実の流れに焦点を当てて、一筆論じることとしたものである。

被疑者弁護の充実の流れを見る上では、被疑者に対する国選弁護人選任制度の導入等を盛り込んだ平成16年法律第62号刑事訴訟法等の一部を改正する法

律（同法は、大きく分けて、①刑事裁判の充実・迅速化を図るための諸方策の導入－公判前整理手続、即決裁判手続の創設など、②国選弁護制度の整備、③検察審査会の議決に基づき公訴が提起される制度の導入の三つからなる）ところ、本稿で同法を指すときは、②の部分である。以下、その意味で同法を「平成16年改正法」ということとする。）を抜きには語れない。そこで、本稿では、まず、平成16年改正法の施行（平成18年10月2日）前の被疑者弁護の実態について触れ、次いで、平成16年改正法の意義とその内容について検討し、さらに、平成16年改正法施行後の被疑者弁護の実情や更なる法改正の動きを追ひ、最後に、被疑者弁護の充実に向けた今後の方向性と課題についても言及することとする。

第2 平成16年改正法施行前の被疑者弁護の実態

1 弁護人選任権の保障に関する規定

憲法上の規定をみると、34条前段には、「何人も、・・・直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。」と、身柄拘束中の者に対する弁護人依頼権を保障する規定があり、また、37条3項には、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」と、被告人に対し、弁護人依頼権を保障するとともに、国選弁護を保障する規定を置いている。

これを受けて、刑法は、まず、30条1項において、「被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。」と規定し、被告人及び被疑者に対し弁護人選任権を保障する（さらに、同条2項で、被告人又は被疑者の法定代理人等も独立して弁護人を選任することができることとした^①）。そして、31条1項では、「弁護人は、弁護士の中から選任しなければならない。」と、弁護人の選任資格を定めている。また、36条では、「被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。」と、被告人に対する国選弁護人制度を保障している（この弁護人も、38条1項により、「弁護士の中から選任しなければならない。」と、弁護人の選任資格を定めている）。憲法上の要請に基づくものではないが、職権による国選弁護人選任に関する規定として、37条（一定の事由がある場合には、裁判所は、被告人に対し、職権で国選弁護人を付することができる。）と、刑訴規則178条3項（必要的弁護事件について、裁判所からの弁護人選任照会に対し、被告人から期間内に回答がなかったり、弁護人の選任がなかったりしたときは、裁判長が職権により国選弁護人を選任しなければならない。）がある。なお、国選弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を裁判所に請求することができ（38条2項）、この報酬は、裁判所の裁量により額が決められる（刑事訴訟費用等に関する法律8条2項）こととされていた。

刑法のこれらの規定からいえることは、第一に、被疑者に対して、身柄拘束の有無を問わず、弁護人選任権を認め、憲法より保障を厚くしており、第二に、被告人に対する国選弁護について、憲法上の保障を受けて制度化しているが、国選弁護人が選任されるのは、基本的には、被告人からの請求があることを前提としている（37条等の職権による場合

は例外である。）ということである。別の言い方をすれば、被疑者にも被告人にも、身柄拘束の有無を問わず、弁護人選任権を認めているが、被疑者には国選弁護の保障はなく、被告人には国選弁護の保障はあるものの、あくまでも被告人からの請求がなければ国が弁護人を付することはしないというものであり、私選弁護が原則であり、国選弁護は例外（補完的）であるとの考え方が根底にある。こうした発想が出てくるのは、弁護人はもともと自分で見つけ依頼して選任するものであることと、国選弁護は国が弁護人の活動費用や報酬を立て替える制度であり、むやみに公費を使えないことにある。

このほか、弁護人選任権の保障を実効あらしめるために、刑法には、次のような規定も置かれている。(1)まず、弁護人選任権の告知の制度である。弁護人を選任できるといっても、そのことを知っていなければ意味はなく、被疑者・被告人に対し、弁護人が選任できることをあらかじめ告知して了解してもらおうとの趣旨である。被疑者に対するものとしては、逮捕後、司法警察員又は検察官からいわゆる弁解録取をされる際に、弁護人を選任することができる旨が告げられる（203条1項、204条1項。これらの規定は、緊急逮捕については211条で、現行犯逮捕については216条で準用されている）。実務上は更に、身柄送致後検察官が行う弁解録取の際や裁判官による勾留質問の際にも、弁護人選任権の告知が行われている。被告人に対するものとしては、①逮捕等に引き続き勾留する場合を除いて被告人を勾留する場合に、弁護人を選任することができる旨が告げられる（77条）。実務上は、勾留質問（61条）の際に告知が行われる。②公訴提起があったとき、遅滞なく、裁判所から弁護人を選任することができる旨が告げられる（272条）。実務上は、起訴状謄本の送達と同時に、弁護人選任権の告知等を記載した通知書を併せて送達する方法で行っている。(2)次に、国選弁護人選任請求権の告知の制度である。被告人に対し弁護人選任権を告知するのと同時に、貧

困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨が告げられる（77条、272条）。③最後に、弁護人選任申出の仕方の手当である。勾留された被告人は、裁判所又は監獄（現在は、刑事施設）の長若しくはその代理者に弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる（78条1項）。その申出を受けた裁判所又は監獄の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士、弁護士法人又は弁護士会にその旨を通知しなければならない（同条2項）。この78条は、被疑者の勾留にも準用されている（207条1項）ほか、逮捕にも準用されている（209条、211条、216条）。これは、身柄拘束中の被疑者・被告人にあっては、弁護人の選任申出をしようにも自由が利かないため、裁判所又は監獄の長等が間に入ってその申出の橋渡しをするようにしたものである。

2 弁護人選任の実情と当番弁護士制度

1でみたとおり、被疑者には国選弁護人が認められていなかったため、私選弁護人をつけるしかなかったが、被疑者の段階で私選弁護人がつくのは、身柄拘束の有無を問わず、数少ないのが実情であった。したがって、公訴提起された際に被告人に弁護人が選任されていない事件はよくあり、裁判所から被告人に対し弁護人選任権の告知等を記載した通知書を送って弁護人選任の照会をすると、多くの者からは国選弁護人の選任を請求する旨の回答があり、裁判所はその選任手続に当たる。この場合、裁判所は、被告人から選任請求があれば、疎明資料を徴求することなく、ほとんどそのまま認めていたのが実情であった。被告人の中には、弁護人はいらぬ旨の回答をする者や回答をよこさない者もいるが、そのような場合、必要的弁護事件でなくても、裁判所は職権で国選弁護人を付することもよくあった。ちなみに、国選弁護人選任手続の流れは、実務上、大体次のようなものであった。すなわち、①裁判所において、国選弁護人が必要な事件にあっては、国選

弁護人を付する旨の決定をした上、あらかじめ第1回公判期日の指定をし、弁護士会に対し事件名等を通知（併せて起訴状の写しを送付）する、②これを受けて弁護士会では、事件名等を記載した一覧表を起訴状の写しとともに弁護士会事務局に備え置き、国選希望の弁護士を募る、③名簿等に登録されるなどした弁護士は、弁護士会に出向き、事件名等を見て、期日に差支えがなく、国選の希望があれば、その旨の申出をする、④弁護士会は希望のあった弁護士の氏名等を裁判所に連絡する、⑤裁判長は弁護士会から連絡のあった弁護士に対し国選弁護人の選任命令を出す。なお、弁護士から国選の希望がなく、なかなか国選弁護人の選任ができない場合（重大事件のようなものは弁護士から敬遠されるきらいがある。）、裁判所は、一本釣りのように刑事弁護に熱心な弁護士に連絡して引き受けてもらい、選任に至るということもよくあった。

被疑者の弁護人選任状況は、統計上の数字がないため分からないが、被告人の弁護人選任状況は、司法統計年報（第22表「通常第一審事件の終局総人員－弁護関係別－地方裁判所管内全地方裁判所別」）によると、平成16年は、終局総人員8万1251人で、うち弁護人がついた被告人は7万9514人、そのうち私選弁護人がついたのが1万9843人、国選弁護人がついたのが6万0968人であり、平成17年は、終局総人員7万9203人で、うち弁護人がついた被告人は7万7656人、そのうち私選弁護人がついたのが1万9120人、国選弁護人がついたのが5万9837人であり、私選・国選の割合は約1：3である（なお、ここでの私選弁護人には被疑者段階からのものも含む。）。平成16年、17年の頃は、司法試験合格者の数が急増したのに伴い、司法修習終了後新規に登録する弁護士の数も大幅に増え、手取り早い弁護士の仕事として被告人国選の弁護を引き受ける若手弁護士が目立つようになり、いわば国選弁護の取り合いの様相を呈し、それまで国選弁護人を相当数引き受けていた中堅やベテラン弁護士にまで国選弁護の口

がなかなか回らなくなるといった現象が生じていたことが思い出される。

被疑者国選弁護人制度がなかったのを補う趣旨から各弁護士会等で運用されていたのが、刑事被疑者弁護援助と当番弁護士の制度である。いずれも、被疑者弁護の重要性、必要性を感じながら、その費用の負担を慮って私選弁護人選任の申出を躊躇する被疑者が多く、そのため被疑者弁護が活発に行われない実情を踏まえ、日弁連や弁護士会が何とかそのあい路を切り開こうとして考案された、いわばボランティアの取組みといえる。

刑事被疑者弁護援助制度とは、被疑者が私選弁護人を選任する場合に被疑者に資力がなときは、被疑者からの申出により、財団法人法律扶助協会が、弁護が必要であり相当であると認めた事件について、被疑者に代わって弁護士費用を一時立て替えるというものである（この制度は、法律扶助制度を被疑者に対しても活用するものとして、日弁連の要請により、平成2年4月から法律扶助協会の全国各支部で発足した。）。そして、起訴後、被告人が国選弁護人の選任を希望したときは、特段の事情がない限り、被疑者段階で弁護人として選任された弁護士をそのまま国選弁護人として選任するという運用も、裁判所と弁護士会との申合せにより、併せて行われていた（国選弁護人選任に先立ち、当該弁護士は、裁判所に対し私選弁護人を辞する旨の辞任届を提出する扱いになっていた。）。この制度の利用実態については、十分承知していないが、日弁連の統計資料（弁護士白書。以下同じ）によると、年間利用件数は、平成8年には2000件を超え、平成12年には5000件近くになり、平成14年から平成18年までの推移をみると、6357件、6644件、6764件、8290件、8480件であり、順調に増加傾向を示していた。

他方、当番弁護士制度とは、身柄を拘束された被疑者やその家族らからの申出により、弁護士を接見のため速やかに派遣し（初回の接見は無料）、被疑者に対し必要な法律的援助を行うというものであ

る。弁護士の派遣要請は身柄拘束後であればいつでもよいが、被疑者に対する援助の効果を考えると、身柄拘束後できるだけ早い方がよい（被疑者による弁護士会への派遣要請は、刑訴法78条1項の方法による。）。弁護士会では、被疑者らからの派遣要請に迅速に対応するため、推薦名簿に登録された弁護士にあらかじめ当番日を割り当てて待機してもらい（待機制ではなく、名簿に従って順次割り当てていく名簿制をとっている弁護士会もあった。）、被疑者らから要請があると、当番の弁護士に連絡をする態勢をとっている。連絡を受けた当番弁護士は、できるだけ早く（原則24時間以内に）被疑者が留置されている警察署等に赴き、弁護人になろうとする者として被疑者と接見し、被疑事実の内容やこれに対する言い分等を聴取するとともに、今後予想される刑事手続の流れや黙秘権等を説明し、適切な助言を行う。被疑者が当番弁護士を弁護人として選任したいと希望した場合は、当番弁護士は自ら私選弁護人として受任する（なお、私選弁護人を希望する被疑者に資力がなときは、上記の刑事被疑者弁護援助の利用を併せてすることもある。）。当番弁護士が行う初回の接見に対する報酬や費用は、弁護士会が負担する。初回の接見に限るとはいえ、その費用が無料であるというのは、費用の自己負担を心配する被疑者にとっては、弁護士への依頼のハードルを低くするものといえる。一方、弁護士会側の負担も、初回の接見分に限ることから、それほど過重にはならない。なかなかの妙策であったといえよう。この制度は、平成2年に大分と福岡の弁護士会がスタートさせ、平成4年には全国の弁護士会で実施されるようになった。これに対応して、裁判所では勾留質問時の弁護人選任権の告知の際に、また、警察署や検察庁でも弁護人選任権の告知の際に、当番弁護士を要請できることを被疑者に説明するようになった。なお、多くの弁護士会では、新聞報道等により重大事件等の被疑者が逮捕されたとの情報に接した場合には、被疑者等からの要請がなくても、早期に弁護士

を派遣する必要があると判断して当番弁護士を派遣するという委員会派遣制度が設けられていた。

当番弁護士制度の利用実態については、日弁連の統計資料によると、まず、年間受付件数は、平成8年には1万8547件、平成12年には3万9690件であり、平成14年から平成18年までの推移をみると、5万4181件、6万0023件、6万3106件、6万7711件、6万7826件であり、飛躍的な伸びを示している。他方、年間受任件数は、平成8年には4697件、平成12年には8519件であり、平成14年から平成18年までの推移をみると、1万0269件、1万0537件、1万0900件、1万2237件、1万2524件であり、増加傾向を示している。ただ、受任率をみると、平成14年から平成18年までは平均して約18%であり、制度発足した頃から年々減少している。また、前述の刑事被疑者弁護援助の利用実態と併せてみると、相当件数が当番弁護士受任とセットであったことがうかがわれる。ちなみに、検察統計によると、平成18年の逮捕された被疑者の総数（自動車運転過失致死傷及び道路交通法違反事件を除く。）は15万3790人であるので、同年に逮捕された被疑者の4割強が当番弁護士を利用していたことになる。勾留質問時にまだ利用していない被疑者が相当数いたことから考えると、逮捕段階ではなく勾留段階になってから利用した被疑者もいたと推察される。このほか、日弁連の統計資料によると、当番弁護士の登録状況は、発足当初から会員数の40%強で推移しており、これを弁護士会単位でみると、多くの弁護士会では60%以上の登録割合であったが、大規模会ではこれより低く、東京三会にいたっては、いずれも2～3割にとどまっていた。

ちなみに、刑事被疑者弁護援助制度と当番弁護士制度を支える財政状況についてもみてみると、日弁連が、平成7年から当番弁護士等緊急財政基金を創設して、両事業への資金援助を行っていた。同基金は、全弁護士が日弁連に納める特別会費（平成17年当時月額4200円）により成り立っていた。また、単

位弁護士会では、会員からの弁護士会費の一部が当番弁護士を支える資金に充てられていたほか、当番弁護士を契機に私選弁護を受任した弁護士からの納付金（私選弁護による弁護士報酬のうち一定割合の額が弁護士会に納付される。）も、当番弁護士を支える資金として活用されていた。詳細は、「刑事弁護活動の現状と展望」を特集している2005年版弁護士白書22頁を参照されたい。

第3 平成16年改正法の意義とその内容

1 平成16年改正法

平成16年改正法は、平成16年5月21日に成立し、同月23日に公布された。その施行時期は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定めるとされ、平成18年政令第254号により、平成18年10月2日が施行日と定められた。以下、同法により改正された刑訴法については、特に断りもなく、そのまま条文を掲げることとする。

平成16年改正法が定める国選弁護人制度の整備は、大きく分けて、被疑者に対する国選弁護人選任制度の導入と国選弁護人の選任要件及び選任手続の整備である。これは、被疑者・被告人の弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保し、また、迅速で充実した刑事裁判の実現を可能とするという観点から、被疑者に対する公的弁護制度を導入し、被疑者段階と被告人段階を通じ一貫した弁護体制を整備すべきであるとして、被疑者・被告人の公的弁護制度の整備を提言した司法制度改革審議会の意見を踏まえたものである（落合義和・辻裕教「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）の解説」・新法解説叢書21・247頁参照。以下、同解説を「16年解説」という。）。同審議会の意見では、公的弁護制度の整備に関し、全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢を整備することなどを役割とする運営主体が弁護人の選任・解任以外の制度の運営に関する事務を担うことも提言されており、ほぼ同時期に成立、公布された総合法律支援法により、日本

司法支援センター（以下、これを「法テラス」という。）がその運営主体となり、国選弁護人の選任に関する業務を担うこととされた（業務に関する規定の施行日は、平成16年改正法と同じである。）。平成16年改正法と総合法律支援法が制定されたのを受け、刑事訴訟規則の改正もなされた（この施行日も、平成16年改正法と同じである。）。

なお、公的弁護制度の検討の際には、当番弁護士制度にかかる弁護士費用を公的資金で賄うべきであるとの提案や公的弁護制度における弁護人の選任手続の一環として当番弁護士制度を組み込んでどうかとの提案がなされたが、前者については、裁判所が弁護人の選任・解任を行う公的弁護制度とはいえない、後者については、一律に被疑者が当番弁護士と面会しなければ国選弁護人が選任できないのは合理性がないなどの問題点が指摘され、いずれも採用されなかった経緯がある（16年解説249頁）。

2 被疑者に対する国選弁護人選任制度の導入

被疑者に対する国選弁護人選任制度は、被疑者が弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保するとともに、捜査段階から国選弁護人が選任されることにより、弁護人の早期の争点把握を可能にし、刑事裁判の充実・迅速化を図るという観点から導入された。

新設された37条の2は、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の（後に、長期3年を超える）懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。」（1項）、「前項の請求は、同項に規定する事件について勾留を請求された被疑者も、これをすることができる。」（2項）と定める。

これを、被告人に対する国選弁護人の選任制度と

見比べてみると、同様に考えられているのは、「貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとき」という選任要件と、被疑者からの請求があることを前提としている点である。これに対し、異なる点は、以下のとおりである。(1)まず、国選弁護人選任の対象となる被疑者は、勾留された被疑者に限られている。身柄を拘束されていないいわゆる在宅事件の被疑者については、身柄を拘束されている被疑者に比べて、国選弁護人を付する必要性が低いことは否めないことが大きな理由であろう。また、同じ身柄拘束中であるとはいえ、逮捕段階の被疑者も対象にならない。これは、国選弁護人の選任時期の問題として論じられていることが多い。弁護人の援助を受ける権利をより早期に担保するなどの観点から選任時期を逮捕段階とするとの考え方もあるが、これを採用しなかったのは、逮捕段階では国選弁護人選任のために新たに設けられる手続を実施する時間的余裕が乏しく、これを全国一律に遂行することは極めて困難である（特に、裁判官が選任命令を発するに当たり、事実の取調べのために被疑者を裁判官の下に押送する必要がある場合も考えられるが、このような対応は困難といわざるを得ない。）という理由からである（16年解説251頁）。したがって、いったん勾留されても釈放された者は対象外になる（37条の2第1項ただし書）し、いったん選任されても、釈放された場合は、選任の効力は失われる（38条の2）。なお、国選弁護人の選任請求は、勾留を請求された被疑者もすることができる（37条の2第2項）。これは、勾留を請求された被疑者が勾留質問のため裁判所に押送されることにかんがみ、選任請求及び選任手続を円滑ならしめようとの趣旨からである（16年解説271頁）。これにより、勾留請求事件を担当する裁判官は、勾留の審査と併せて、国選弁護人の選任請求の要件審査も行い、国選弁護人の候補が確保できれば、選任命令を発するといったこともできる。もちろん、勾留請求が却下された場合は、選任請求も却下される。(2)次に、国選

弁護人選任の対象となる事件も限定されている。平成16年改正法によると、この対象事件の範囲を段階的に拡大することとしており、第1段階では、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件」とされ、第2段階（その施行日は、本法の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める。）では、「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」に拡大することとされた。これは、被疑者に国選弁護人の選任請求権を与える以上、全国どこでも迅速かつ確実に弁護人を選任する必要があるところ、弁護士がいない地域や弁護士がいても数が少ない地域が少なからずある（ちなみに、地方裁判所の本庁50庁、支部203庁のうち、管内に弁護士が全くいない地域又は一人しかいない地域（いわゆるゼロワン地区）は、平成17年1月時点で、ゼロ地区が13、ワン地区が37もあった。）という司法過疎の実情を考えると、国選弁護人の確保に不安があり、対象事件の範囲を絞らざるを得ないというのが大きな理由であり、弁護人の援助を受ける必要性がより高いものから優先することとし、司法過疎の解消具合を見越して、拡大の時期と範囲を定めることにしたのである（16年解説249頁）。第2段階の対象事件は、公判段階でのいわゆる必要的弁護事件に当たる。なお、第2段階の施行日は、平成20年政令第140号により、平成21年5月21日とされた。対象事件の範囲を更に拡大するかどうかについては、その後の議論に委ねられた。(3)最後に、国選弁護人の選任主体は、「裁判官」である。被疑者段階であるから当然である。具体的には、刑訴規則28条の2に規定が置かれ、勾留請求を受けた裁判官、その所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）にある簡易裁判所の裁判官が選任に当たる。

なお、請求による国選弁護人の選任のほか、職権による国選弁護人の選任の規定も併せて新設された。37条の4である。被告人にもこれと似た規定

（37条）があるが、制度趣旨に異なる面があり、選任要件に違いがある。

3 国選弁護人の選任要件及び選任手続の整備

国選弁護人制度は国費で賄われるものであることで、国民の制度に対する理解と信頼を確保することが肝要であるところ、改正前の国選弁護人制度では、選任要件の審査が緩やかで、資力を有する者が貧困であるとして国選弁護人の選任を受けているのではないかとの指摘もあった。被告人が自ら弁護人を依頼することができるのであれば、私選弁護人を選任すべきであり、自ら弁護人を依頼することができないというのであれば、必ず依頼できないといえるだけの相当な事由がなければならないはずである。このような問題意識の下、国選弁護人の選任要件及び選任手続の整備が、資力及び選任意思の確認という観点からなされたのである（16年解説252頁）。

まず、国選弁護人の選任請求の要件が次のように定められた。すなわち、必要的弁護でない事件の被告人が国選弁護人の選任請求をするには、資力申告書の提出をしなければならず（36条の2）、また、その資力が基準額以上である被告人については、あらかじめ、請求する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に私選弁護人選任の申出をしていなければならない（36条の3第1項）。資力申告書の提出と弁護士会に対する私選弁護人選任申出の前置である。ここで「資力」とは、「その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額」であり、親族などの資力は考慮されないし、流動性のない資産や負債も考慮されない。資力申告書には、これらの資産の合計額のみならず、その内訳も記載しなければならない。この資力申告書の真実性を担保するため、罰則規定が置かれている（38条の4）。また、資力の「基準額」とは、「標準的な必要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額」をいい、「刑事訴訟法第36条の2

の資産及び同法第36条の3第1項の基準額を定める政令」(平成18年政令第287号)により50万円とされた。資力が基準額以上であるかどうかは、基本的に、資力申告書の記載によって判断される。弁護士会に対する私選弁護人選任申出は、国選弁護人の選任請求の前後いずれであってもかまわない。国選弁護人の選任請求権がまだない公訴提起前の段階でなされた場合であっても、前置の要件を充たす。そして、私選弁護人選任の申出を受けた弁護士会は、私選弁護人となろうとする者がなく、又は紹介した弁護士が弁護人選任の申込みを拒んだため、被告人にその旨の通知をしたときは、国選弁護人の選任を請求する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所又は被告事件が係属する裁判所に対し、当該通知をした旨を通知しなければならない(36条の3第2項)とされた。これは、裁判所による国選弁護人の選任要件の審査に資するため、弁護士会に裁判所への通知義務を課したものである。この通知がある場合には、被告人が「その他の事由により弁護人を選任することができないとき」に当たると認められるのが通例であろう。弁護士の紹介を受けたにもかかわらず、被告人が弁護人選任は不要であるとしてその申込みをしなかった場合は、この通知をする必要はない。この選任請求の要件については、被疑者にも、同様な規定が設けられた(37条の3)。被疑者段階には必要的弁護の場合がないので、被告人の場合と異なり、本条の要件は、対象事件の被疑者すべてに適用される。また、国選弁護人の選任請求ができるのは、身柄の被疑者(勾留を請求された後)に限られるため、選任請求の方式等が、刑訴規則28条の3に定められた。すなわち、裁判所書記官の面前で口頭による請求をする場合(勾留質問の機会)を除き、国選弁護人選任請求書及び資力申告書の提出を要することとし、その提出は、これらの書面を収容されている刑事施設の長等に差し出し、刑事施設の長等がこれを取り次ぎ、裁判官に送付(FAX送信可)する(勾留請求前に請求書等を受け取った場合は、

勾留請求後直ちに裁判官に送付する。)という方法によるとされた。国選弁護人選任請求権がまだない逮捕の段階で私選弁護人選任申出がなされても、前置の要件を充たすことは、被告人国選の場合と同様である。

次に、選任手続については、総合法律支援法に規定が整備された(後述5参照)。

4 その他の整備

一つは、私選弁護人選任の申出制度の整備である。弁護人を選任しようとする被告人又は被疑者は、弁護士会に対し、弁護人の選任の申出をすることができる(31条の2第1項)。弁護士会は、その申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護人となろうとする者を紹介しなければならず(同条2項)、弁護人となろうとする者がいないときや、紹介した弁護士が被告人又は被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない(同条3項)。これまで、被疑者・被告人は、弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができた(78条1項)が、この申出の主体は身柄を拘束された被疑者・被告人に限られており、また、申出を受けた弁護士会の訴訟法上の義務についても明確でなかった。そこで、被疑者・被告人の弁護人選任権を実効的に保障するために、申出の主体をすべての被疑者・被告人にし、弁護士会には弁護士紹介とその後の通知をする義務を明らかにしたのである。実務上、31条の2第3項前段の場合を不在通知、後段の場合を不受任通知と称している。さらに、この制度を、国選弁護人の選任手続に関わる弁護士会の裁判所への通知制度とリンクさせることにより、国選弁護人の選任手続の円滑化を図る狙いもある(16年解説258頁)。この制度については、弁護士会に対する私選弁護人選任申出が国選弁護人の選任手続に組み込まれたこともあり、国選弁護人選任制度のために設けられたかのような説明がなされることがあるが、条文上の位置からも明らかなよう

に、あくまでも、弁護士選任権の実効的な保障に第一義的な意味があると理解すべきであろう。当番弁護士制度との関係については後述。

もう一つは、国選弁護人の選任請求に関する事項の教示等に関する規定の整備である。被告人に対する国選弁護人の選任請求の要件と選任手続が新たに規定されることに伴い、国選弁護人の選任請求権を告知する際に、選任請求に関する事項を併せて教示しなければならないこととした（272条2項）。国選弁護人選任請求権の保障を実効的なものにするためである。教示すべき事項は、①国選弁護人の選任請求をするには資力申告書を提出しなければならない旨と、②被告人の資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、請求する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に私選弁護人選任の申出をしていなければならない旨である。被疑者にも請求による国選弁護人の選任が認められ、選任請求の要件と選任手続が新たに規定されることに伴い、同様な整備がなされた。一つは、勾留質問の際に、弁護士選任権及び国選弁護人選任請求権があることを告知する（207条2項）とともに、選任請求に関する事項（上記①と②）を併せて教示しなければならない（同条3項）こととした（弁護士選任権の告知は、従前も実務上行われていたが、この機会にそれを明文化した。）。もう一つは、逮捕後弁解録取をする際に、弁護士選任権の告知に併せて、引き続き勾留請求がなされた場合には国選弁護人の選任請求権がある旨のほか、選任請求に関する事項（上記①と②）を教示しなければならない（203条3項、204条2項）こととした（これらの規定は緊急逮捕、現行犯逮捕にも準用される。）。さらに、実務上の運用であるが、この趣旨に沿うべく、身柄送致後検察官が行う弁解録取の際にも、弁護士選任権の告知に加え、国選弁護に関する同様な教示がなされることとなった。なお、205条5項。

そのほか、国選弁護人の選任の効力に関する規定の整備（38条の2）や国選弁護人の解任に関する規

定の整備（38条の3）がなされた。

5 総合法律支援法における国選弁護人選任手続の整備

総合法律支援法により設立された法テラスが、国の委託に基づき、国選弁護制度の運営主体となり、国選弁護人の選任に関する業務を担うこととされた（同法30条1項3号。現在は6号）。したがって、同業務を行うのに必要な資金は、国から法テラスに交付されることが予定されている。

国選弁護人の具体的な選任手続等については、同法が次のように規定している。すなわち、①裁判所又は裁判官は、国選弁護人を付すべきときは、法テラスに国選弁護人の候補を指名して通知するよう求める（同法38条1項）。②法テラスは、その求めがあったときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士（法テラスとの間で国選弁護人等の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士。同法30条1項3号）の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所又は裁判官に通知する（同法38条2項）。③この通知を受けた裁判所又は裁判官は、指名された弁護士を国選弁護人に選任する。④裁判所又は裁判官は、弁護人を選任したときは、直ちにその旨を検察官及び被告人又は被疑者に通知するとともに、法テラスにも通知する（刑訴規則29条の3）。そして、法テラスは、国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該弁護士に国選弁護人の事務を取り扱わせる（総合法律支援法38条3項）。なお、国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑訴法38条2項は適用されない（総合法律支援法39条1項）。国選弁護人を務めた弁護士の報酬等は、当該弁護士と法テラスとの間で適用される国選弁護人の事務に関する契約に基づき、法テラスから支払われる。ただ、これらの報酬等は訴訟費用になる（同条2項）。

第4 平成16年改正法施行後の被疑者弁護の実情等

1 平成16年改正法施行後の被疑者弁護の実情

被疑者・被告人に対する国選弁護の関連業務を法テラスが担うようになったので、まず、その業務の概要、流れについてみることにする。(1)国選弁護を希望する弁護士は、法テラスとの間で、国選弁護人契約を締結する。この契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる一般国選弁護人契約と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける勤務契約の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士を一般国選弁護人契約弁護士といい、後者の契約を締結する弁護士を勤務（常勤）弁護士という。法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、法務大臣が認可する国選弁護人の事務に関する契約約款によらなければならない。(2)法テラスは、裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知依頼を受けると、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知しなければならない。そのため、法テラス（地方事務所）では、対応する弁護士会の協力を得て、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等、指名通知用の名簿を調整している（通常、国選弁護人契約弁護士から、毎年、被疑者国選、被告人国選等別に名簿登載の希望を聞いて、希望者を名簿登載するとともに、被疑者国選については週単位で、被告人国選については月単位で、何人かの弁護士を担当者として割り当てておくやり方が多い。）。指名通知依頼が来ると、その都度、これらの名簿に基づき、担当の弁護士に連絡をして指名の打診を行い、その承諾を得た上で、国選弁護人候補者として指名する扱いになっている。裁判所等から指名通知依頼があってから裁判所等に指名通知するまでの時間については、関係機関等との協議により、被疑者国選は、休日分も含め、原則として数時間以内（遅くとも24時間以内）、被告人国選は、24時間以内

（遅くとも48時間以内）とされている。このため、裁判所等と法テラスとの間のやり取りは、通常、FAXによる運用がなされている。(3)裁判所等から国選弁護人に選任された弁護士が担当事件を終了すると、同弁護士から活動報告書が提出されるので、法テラスでは、国選弁護人に支払う報酬・費用の金額を算定し、これを支給する。この報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる算定基準に基づき算定される。この基準については、労力に見合った報酬を基本とし、一定の成果に対しては報酬に加算し、費用は報酬と別立てとするとの考えで組み立てられている。具体的には、労力基準としては、被疑者国選では接見の回数が基本的な指標になり、被告人国選では、公判期日の回数と立会時間が基本的指標となる（更に対象事件の種別等も考慮される。）。

次に、被疑者国選・被告人国選の利用実態について統計資料からみることにする。(1)平成16年改正法施行前にもみた被告人の弁護人選任状況は、司法統計年報第23表、24表によると、別表1及び2のとおりである。地裁関係の別表1によると、平成24年から平成28年までの5年間は、私選弁護人がついた被告人が1万人強、国選弁護人がついた被告人が4万5000人前後であり、私選・国選の割合は約1:4.5である。そして、国選弁護人がついた被告人のうち被疑者段階からのものが、3万人前後と約3分の2で推移している。弁護士が被告人国選として担当する事件の多くは、在宅の交通事件（無免許運転等の道路交通法違反事件や自動車運転過失致死傷事件など）であるという声が聞かれるのもうなずける。(2)被疑者段階の国選弁護人請求事件の処理状況（司法統計年報第18表）から、国選弁護人が選任された被疑者数（地裁・簡裁合計）の推移をみると、平成18年から平成22年までの5年間は、1760人、6625人、6964人、4万6765人、7万0675人であり、平成23年から平成27年までの5年間は、7万0960人、7万2871人、7万0956人、6万9420人、6万9355人であり、平成28年は6万5789人であり、平成21年5月の

対象事件拡大以降は平成27年までは年間7万人前後であったが、平成28年は6万5000人強とやや減少している。検察統計から分かる勾留状発付人員（自動車運転過失致死傷及び道路交通法違反事件を除く。）が平成25年から平成28年まで10万人強で推移していることからすると、勾留された被疑者の約7割が国選弁護を利用していることになる。(3)法テラスの統計資料（法テラス白書）から国選弁護人契約弁護士の数をみると、平成20年から平成24年までの5年間でみると、1万3427人、1万5556人、1万7620人、1万9566人、2万1259人であり、平成25年から平成29年までの5年間でみると、2万2550人、2万4055人、2万5218人、2万6370人、2万7667人であり、全弁護士数に対する契約率は、ここ3年は約70%に達している（地方事務所別で契約率をみると、東京や大阪は60%前後であるが、多くは80%を超えている。）。ちなみに、被疑者国選導入時に問題になった司法過疎についても、日弁連ひまわり基金による公設事務所及び法テラスの司法過疎地域事務所の相次ぐ設置により、平成22年以降ゼロ地区はなく、ワン地区も平成25年以降は1か所で推移しており（弁護士白書2017年版）、ほぼ解消に向かっているといえる。

平成16年改正法施行前には被疑者弁護の中心的な役割を果たしていた当番弁護士制度と刑事被疑者弁護援助制度が、同法施行後、どのように変わったかをみてみよう。(1)当番弁護士制度についてみると、まず、私選弁護人選任申出制度（31条の2）との関係が問題となる。私選弁護人選任申出制度は、被疑者からの選任申出を受けて弁護士会が私選弁護人として弁護士を紹介し、その弁護士が被疑者と接見するという流れになるが、これは、被疑者からの要請により弁護士会が当番弁護士を派遣し、その弁護士が被疑者と接見するという当番弁護士制度の流れと、機能的には、非常によく似ている。しかも、どちらも、初回の接見については、弁護士会が費用負担をすることになる。そもそも、私選弁護人選任申

出制度は、従来の当番弁護士制度を参考にしているともいえよう。このため、両制度を別々に運用すると二度手間で手続が煩瑣になるという理由から、当番弁護士制度に私選弁護人選任申出制度の機能を併せ持たせて一元的に運用している弁護士会が多い。具体的には、身柄被疑者のための当番弁護士と私選紹介弁護士については、弁護士会において、毎年、弁護士から名簿登載の希望を聞いて、双方兼用の名簿を調整して日単位で複数の弁護士を担当者として割り当て、これに従い当番弁護士（私選紹介弁護士）を被疑者の下に派遣するという運用をしている。しかし、両制度はあくまでも異なるのであって、当番弁護士制度が平成16年改正法施行後も従前どおり運用されているというような見方（刑法法の教科書等にはこのような記述が多い。）はすべきではない。むしろ、正確を期すならば、私選弁護人選任申出制度が従来の当番弁護士制度のほとんどに取って代わったのであり、当番弁護士制度の存在意義は、委員会派遣制度を除けば、被疑者の関係者からの派遣要請がある場合に限られるのである。次に、被疑者国選弁護制度が導入されたことに伴い、当番弁護士（私選紹介弁護士）の対応は、被疑者国選の対象事件である場合とそうでない場合とでは、自ずと異なってくる。すなわち、対象事件の場合、私選弁護人として受任しない多くのケースでは、被疑者国選の制度の説明をし、国選弁護人選任請求書及び資力申告書の作成・提出を促す（さらに、自分が国選弁護人になる余地があることも説明する。）ことになる。これに対し、対象事件以外の事件の場合、私選の希望があれば受任をするが、資力を確認した上、刑事被疑者弁護援助の制度の説明をして、その利用を促すこともあろう。なお、被疑者国選の選任請求のための私選弁護人選任申出前置の趣旨であることが確認できたケースでは、私選不受任の通知書を弁護士会に代行して作成し、被疑者にこれを交付することになる。対象事件であっても、逮捕段階において、当番弁護士（私選紹介弁護士）

が最初の接見後引き続き弁護活動をするためには、とりあえず私選弁護人として受任するしかない。被疑者に資力がなければ、勾留後は被疑者国選の利用をするにせよ、それまでの間は、刑事被疑者弁護援助を申し込むことになる。このようなケースでは、当番弁護士は、被疑者から国選弁護人選任請求がなされた場合、あらかじめ法テラス及び弁護士会に国選弁護人として指名通知されることを要望する旨の書面を提出しておく、そのとおり指名通知が行われることが多い（その場合は、国選弁護人に選任される前に、検察官に私選弁護人の辞任届を提出する。）。このような運用は、被告人国選で述べたものと似ており、裁判所と弁護士会等との申合せによって行われている。ここで、日弁連の統計資料により、当番弁護士（私選弁護人選任申出）の受付件数の推移をみると、平成22年、23年と4万件を割っていたが、その後は増加傾向を示し、平成27年には5万件を超えるまでになっている。受任件数も、同様な傾向を示しているが、特徴的なのは、受任率が大幅にアップし、平成28年には約50%に達している。その先の被疑者国選を見据えてのケースが多いことが、数字を押し上げているものと思われる。(2)刑事被疑者弁護援助制度については、法テラスの設立に伴い法律扶助協会が解散したことを受け、日弁連が、同制度を引き継いだ上、法テラスに業務委託をし、引き続き同様な運用がなされている。被疑者に資力がないうちに利用できることに変わりはないが、国選弁護の選任請求の要件にならい、資力が50万円以上の者は原則として利用できないことになっている。なお、日弁連の統計資料によると、この制度の利用件数は、平成22年を底に、その後増加傾向を示しており、平成25年からは1万件を超え、平成28年には1万2455件に達している。(3)両制度の財政状況については、日弁連の財政援助の基金が、平成21年6月から少年・刑事財政基金に切り替わっている（その財源となる日弁連の特別会費は、平成26年6月から月額3300円）。

以上みてきたように、平成16年改正法施行後（特に、平成21年の対象事件拡大後）の被疑者弁護は、国選弁護が主流となり、それを補完するものとして、当番弁護士（私選弁護人選任申出）制度と刑事被疑者弁護援助制度があると位置づけられよう。いずれにせよ、これらの制度が相まって、被疑者段階から弁護人がつく割合が飛躍的に増加し、それに伴い、被疑者弁護が活発に行われている実態がうかがわれる。そこで、こうした被疑者弁護の充実化がもたらしたものは何かを考えてみたい。まず、被疑者段階においてどのような効果（成果）が現れているかをみると、第一に、被疑者の身柄解放に向けた弁護活動の影響と思われる事象が挙げられる。具体的には、勾留（勾留延長）請求をしないように検察官に働きかけ、それが認められない場合には、勾留（勾留延長）の裁判をしないように裁判官に働きかけをし、それが認められない場合には、準抗告を申し立てたり、勾留理由開示や勾留取消の請求をしたりすることが目立ってきた。司法統計をみると、勾留請求の件数が減少傾向にある一方、準抗告の件数が非常に増加していることが認められる。さらに、弁護士白書では、勾留請求の却下件数、却下率や準抗告の認容率が増加しているのも、被疑者弁護の活動が寄与していると考えられるとの分析がなされている。また、公判請求されて身柄拘束が続くのを阻止すべく、検察官に対し略式起訴や起訴猶予を求めて意見具申をすることもよく行われているが、弁護士白書では、起訴件数に比して不起訴件数の割合が少しずつ増加していることについても、前同様の分析がなされている。筆者の経験でも、累犯前科があり公判請求されれば懲役実刑が必至と思われる万引事件の被疑者の国選弁護人を担当した際、被害店舗との間で示談はできなかったが、被害品を買い取り、被疑者の環境調整を図る（犯行時、単身で簡易宿泊所に居住し、生活保護を受けながらアルコール依存症の更生施設に通っていた状況を、関係者に働きかけ、その後も続けられるようにした。）などし

たことが功を奏して、起訴猶予の結果を得られたということがあります。被疑者弁護活動の成果を実感したものである。第二に、捜査機関に対して不用意に自白等しないように、黙秘を勧めたり、仮に供述しても供述調書には署名指印をしないように勧めたり、あるいは、取調べ経過を記録すべくいわゆる被疑者ノートを作成するように働きかけたりすることが、公判を見据えた被疑者弁護の活動として推奨され、実践されているようである。現に、筆者の裁判官当時の経験であるが、公判段階で被告人の供述調書が検察官から請求されないケースがあり、その理由を聞くと、被告人が黙秘していた、あるいは調書への署名指印を拒否したからであるという説明に接したことがしばしばあった。次に、公判段階においてどのような効果（成果）が現れているかをみると、従前のように公判段階になって初めて国選弁護人として弁護活動をするわけではないので、公判段階での弁護活動がスムーズに行われているように感じられる。顕著なのは、被害弁償等情状立証の準備や、それと関連するが保釈請求への取組みである。被疑者段階からそうした準備等が行われているからであろう。ちなみに、弁護士白書では、保釈率が増加傾向にあることについて、前同様の分析がなされている。一方、被疑者国選の導入の趣旨には、捜査段階から国選弁護人が選任されることにより、弁護人の早期の争点把握を可能にし、刑事裁判の充実・迅速化を図るという点があったところであるが、実際には、必ずしもその成果が現れていないような気がする。代表例を挙げると、裁判員裁判対象事件で行われる公判前整理手続では、その長期化を避けるべく、裁判所では、起訴後早い時期に三者の打合せを持つことがあるが、その際、弁護人に対し、被疑者段階から弁護人について、被告人の言い分を把握していると思うので、現時点でのおおまかな主張でもかまわないから明らかにできないかと水を向けても、弁護人からはこれに応じてもらえないということが、筆者の経験でも時折あった（弁護士会では

こうした対応をとるように指導がなされているようである。）。検察側にある証拠の開示を受けない段階でおいそれと自分たちの主張を明らかにすることはできないという理由である。弁護側の考えも全く理解できないわけではないが、裁判所サイドからすると、事後に主張の変更ができるのであるから、これまでかたくな態度をとらなくてもよいのではないかという思いが強い。裁判員裁判や公判前整理手続と同時期に導入された被疑者国選の前記趣旨が生かされていない実情にあることは、残念ながら間違いない。

2 更なる法改正の動き－平成28年改正法

平成28年法律第54号刑事訴訟法等の一部を改正する法律は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び公判審理の充実化を図るため、主として、取調べの録音・録画制度の導入、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度及び刑事免責制度の導入等の法整備がなされたものであるが、その中に、弁護人の援助の充実化のための法整備として、①被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大と②弁護人の選任に関する事項の教示の拡充が盛り込まれた。本稿で同法を指すときは、後者の部分である（以下、その意味で同法を「平成28年改正法」ということとする。）。同法は、平成28年5月24日に成立し、同年6月3日に公布された。その施行時期は、②については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定めるとされ、平成28年政令第316号により、平成28年12月1日が、①については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定めるとされ、平成30年政令第50号により、平成30年6月1日が、それぞれ施行日と定められた。以下、同法により改正された刑訴法については、特に断りもなく、そのまま条文掲げることとする。

まず、弁護人の選任に関する事項の教示の拡充については、以下のとおりである。すなわち、身柄を拘束された被疑者・被告人の弁護人選任申出の方法については、刑訴法78条1項により定められていた

が、その方法により弁護人の選任ができることの教示に関する規定は置かれていなかった。そこで、身柄を拘束された被疑者・被告人の弁護人選任権に関する手続保障をより十分なものにするという観点から、裁判所、司法警察員、検察官等は、これらの者に対して弁護人選任権を告知する際に、弁護士、弁護士法人、弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならないこととされた（吉川崇ほか「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）について(1)」法曹時報69巻2号332頁）。具体的には、勾留される被告人には、77条に2項が新設されて、「弁護士、弁護士法人、弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先」の教示義務が規定され（その関係で、従前の2項、3項が3項、4項になる。また、この機会に、1項について部分改正あり。）、逮捕された被疑者には、203条に3項、204条に2項がそれぞれ新設されて、同様の教示義務が規定され（その関係で、両条とも同様の項ずれがある。）、勾留請求された被疑者には、207条に3項が新設されて、同様の教示義務が規定された（その関係で同様の項ずれがあるほか、この機会に、2項について、弁護人選任権の告知の対象が被疑者国選弁護の対象事件以外の事件の被疑者にも拡大された。）。なお、検察官送致された被疑者にも、実務上、同様の教示がなされるに至った。

次に、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大については、以下のとおりである。すなわち、平成16年改正法により被疑者に対する国選弁護人選任制度が導入されたが、そこで対象となる事件は一定のものに限定されていた。その理由は前述のとおりである。しかし、その後、弁護士会や法テラスにおいて、司法過疎地域の解消に向けた取組みや、弁護士が少ない地域において被疑者国選弁護人の選任が必要となった場合における態勢整備等が進められてきた結果、対象事件の範囲を更に拡大しても、被疑者に対する国選弁護人選任態勢を確保することが十分

可能な状況に至ったと考えられる。そこで、被疑者国選弁護制度の趣旨をより十分に実現し、証拠の収集方法の適正化及び公判審理の充実化を図るべく、37条の2を改正し、1項に規定されていた対象事件の限定を外し、勾留状が発せられているすべての被疑者を対象とすることとした（保坂和人ほか「刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）について(4)」法曹時報70巻2号370頁）。もとより、日弁連から、被疑者弁護のより一層の充実のため、対象事件の拡大についての強い要望があったことも背景にはあろう。この改正により新たに対象事件となるのは、長期3年以下の懲役若しくは禁錮、罰金、拘留又は科料に当たる事件であり、公務執行妨害、住居侵入、死体損壊、暴行、脅迫、器物損壊、迷惑防止条例違反（痴漢等）等である。また、対象事件の拡大に伴い、被疑者国選弁護人の選任請求に関する事項の教示に関する規定について、所要の整備がなされた（203条4項、204条3項、207条2項。なお、205条5項は削除）。

第5 被疑者弁護の充実に向けた今後の方向性と課題

以上みてきたように、平成16年改正法及び平成28年改正法等により、被疑者国選の導入とその対象事件の拡大をはじめ、被疑者弁護の充実化を図る法整備が行われた一方、当番弁護士（私選弁護人選任申出）や刑事被疑者弁護援助の制度も、順調に実施されており、身柄拘束された被疑者の弁護の充実は、かなりのところまで図られたといえよう。平成28年改正法により被疑者国選の対象事件の限定がなくなったことから、当番弁護士（私選弁護士紹介）や刑事被疑者弁護援助の制度の適用は、全事件について、逮捕段階の被疑者に限られるようになる（このため、前述の少年・刑事財政基金も縮小され、その財源となる日弁連の特別会費は、平成30年6月から月額1900円になった。）。残された課題は、明らかである。逮捕段階の被疑者に対する公的弁護制度の創

設である。平成29年11月に開催された国選弁護シンポジウムにおいても、この点が日弁連の目指すべきところであると確認されたところである。そこで、この点について考えてみたい。

まず、逮捕段階の被疑者にもなぜ公的弁護制度が必要なのかについて、理論的な整理をしておくべきであろう。逮捕段階の被疑者にも、勾留段階の被疑者同様、弁護人の援助を受ける権利がある以上、同様な制度があつて当然であり、両者を大きく分けるだけの合理的な理由があるのかを問うてみるのもよい。別の切り口を示すならば、逮捕段階の被疑者の弁護の実情に、どのような問題があるのかである。確かに、今でも、逮捕段階の被疑者は、当番弁護士（私選弁護人選任申出）や刑事被疑者弁護援助の制度により、弁護人の援助を受ける権利をそれなりに享受できている。しかし、すべての被疑者にその機会が得られているのであろうか。答えは、もちろんノーである。仮にその答えがイエスである（ようになった）としても、弁護士会等が財政的負担を負う、いわばボランティアの制度である当番弁護士（私選弁護士紹介）や刑事被疑者弁護援助に任せていてよいのかを、正面から訴えてみてはどうか。特に、私選弁護士紹介については、国が法律でもってその義務を弁護士会に負わせておきながら、紹介弁護士が被疑者と接見する際の費用を国では負担せず、弁護士会において負担せよというのは、余りにも虫が良すぎるといえないか。公的弁護制度の導入を求めるためには、公費負担について国民の理解を得る必要があるのであつて、こうした切り口からの攻め方も有効なように思われる。

次に、逮捕段階の被疑者に対する公的弁護制度としてどのようなものを考えるのかである。よく聞かれるのが、「逮捕段階の被疑者にも国選弁護人を」というキャッチフレーズである。勾留段階の被疑者に認められている国選弁護人制度を、逮捕段階にも前倒ししてほしいという趣旨であると思われる。しかし、この考えは現実的でない。現行法では、国選

弁護人制度は、被疑者・被告人いずれの場合も同じような仕組みになっている。すなわち、国選弁護人の選任は裁判所（裁判官）が行うことになっており、その前提として、被疑者・被告人から選任請求がなされることが必要であり、その請求のためには資力申告書の提出と資力が一定額以上の場合には私選弁護人選任申出の前置が求められており、さらに、選任までの段取りは、裁判所（裁判官）から法テラスに国選弁護人候補者の指名通知依頼をし、法テラスにおいて国選弁護人候補者の確保ができれば、裁判所にその候補者の指名通知をし、それを受けて国選弁護人の選任がなされるということになっている。最大3日という短い間に、果たして逮捕段階の被疑者にこのような手続を踏むことが可能なのであろうか。被疑者国選制度を導入した平成16年改正法の制定の際に、既にこの点の議論がなされ、対象者を勾留段階の被疑者に限定することに至ったことは、前述したとおりである。現行の国選弁護人制度をそのままにした上で、逮捕段階の被疑者にも同じ制度を採り入れるというのは、どうみても無理だといわざるを得ない。やはり、ほかの形での公的弁護制度を探るしかないのではないか。その場合には、勾留段階の被疑者、そして被告人に認められている現行の国選弁護人制度とできる限り整合するようなものであることが求められよう。具体的な提案は、筆者が知る限り、今のところまだ提示されていないように思う。以下は、そのたたき台になることも考えての試論である。そのヒントは、当番弁護士（私選紹介弁護士）が、逮捕された被疑者からの申出に応じて接見に赴き、その後の弁護に対する希望を受け、いったん私選弁護人として受任し、併せて、刑事被疑者弁護援助の利用も受け、被疑者が勾留になった場合は、被疑者に国選弁護人選任請求をさせるとともに、私選弁護人を辞任して国選弁護人に切り替えてもらうという運用（やり方）である。逮捕段階という短い期間での流れとしては、最初から裁判官が選任ということに関わるのは現実的では

なく、実際に今行われているこのような流れを引き続き採用して維持するのがよい。できるだけ早く被疑者と接触するという点でも、現行の当番弁護士（私選紹介弁護士）が関わるというのが、一番スムーズであろう。勾留になった場合の国選弁護人制度へのつながりも、このような流れであれば、自然であり、フィットするのではないか。あとの問題は、逮捕段階の被疑者に対する弁護活動の報酬・費用をどのようにして公費による負担に持っていくか、その理論的整備である。当番弁護士（私選紹介弁護士）による最初の接見のみならず、その後の国選弁護人選任までの弁護活動についても、公費による負担をさせる方策はあるのかである。考え方としては、国選弁護人の選任があった時点で、最初の接見以降、それまでの弁護人の活動の報酬・費用を、事後的に（さかのぼって）公費が負担するというようにしてはどうか。国が何も関わっていない段階で、正面から、その段階での弁護人の活動費用を公費で賄うというのは、やはり無理がある。しかし、弁護人の活動に問題がなければ、事後的にその補填という意味で、公費の負担をしてもらおうということは、十分あってもよいのではないか（なお、このような考えは、公的弁護制度の検討の際に問題ありということで見送られた、当番弁護士制度にかかる弁護士費用を公的資金で賄うべきであるとの提案と似ているようにも見えるが、勾留段階の被疑者に対する国選弁護人制度が既に認められていることを前提とすれば、その導入の検討当時とは事情が異なるのであって、決して同一視するべきではなかろう。）。あとは、具体的なイメージ、流れであるが、以下のようなものでどうであろうか。①逮捕された被疑者は、逮捕後行われる弁解録取の際の弁護人選任権や国選弁護人選任請求権等の告知、教示を受けて、まず、私選弁護人選任申出を弁護士会に対し行う、②弁護士会は、名簿等に従って私選弁護士紹介を行い、私選紹介弁護士が、弁護人になろうとする者として、被疑者に接見する、③その際、同弁護士は、

被疑者に対し、資力がない場合には勾留になったときに国選弁護人の選任を請求できること、その請求をするには、資力申告書を提出しなければならないことなどを説明し、被疑者が国選弁護人の希望をする場合には、用意した国選弁護人選任請求書及び資力申告書に所要事項を記入（資力は50万円未満と記載）させる、④その後、被疑者と更なる接見をするなどの必要があるときは、同弁護士は、引き続き、弁護人になろうとする者として接見等をする、⑤同弁護士は、被疑者が作成した上記書面を宅下げにより預かり、被疑者が勾留請求されたとき、被疑者に代わって裁判官にこれを差し出すとともに、それまでの経緯を明らかにした上、自分を国選弁護人として選任するように希望するとの書面も併せて提出する、⑥裁判官は、これらの書面を確認した上、同弁護士を国選弁護人に選任するとともに、法テラスに対し選任の通知をする、⑦同弁護士は、弁護活動を終了した場合には、法テラスに対し、私選紹介弁護士として被疑者と接見してからのトータルの弁護活動についての報告書を提出する、⑧法テラスは、これを受けて、同弁護士の報酬・費用を算定し、支給する、というものである。現状と違うのは、被疑者に国選の希望があった場合に、私選紹介弁護士がいったん私選弁護人として受任したり、刑事被疑者弁護援助を利用したりすることはしない点と、国選弁護人の選任に関する要望書を法テラスにではなく、裁判官に直接提出する点である。いずれも、現状のようなことを要求するのは、手続として煩瑣であり、迂遠であるからである。細かい手続等の詰めが必要になることはいうまでもなく（例えば、勾留請求がされなかったり、勾留請求が却下されたりした場合はどうなるのか、その場合でも逮捕段階の弁護活動については公費で負担するとして、どのような説明ができるか。）、おおまかなイメージとしてとりあえず考えてもらえたら幸いである。

最後に、逮捕段階の被疑者に対する公的弁護制度の創設を強く求めていくのであれば、逮捕段階の被

疑者に対する弁護が、理念上必要であるというだけでは弱く、現に、こうした弁護が活発に行われ、かつ、成果を上げているという実態を示すことが必要であろう。当番弁護士（私選紹介弁護士）の受任率が平成28年には約50%に達していることは前述したとおりであるが、逆に言えば、受任に至らないで終わっているケースがまだ半分もあるということである。これでは、逮捕段階の被疑者に対する弁護に向けての熱意、積極性が、弁護士全体の中で空回りしていると評されても仕方がないのではないか。ちなみに、最近の日弁連の国選本部ニュース（2019.5No.25）によれば、「当番弁護士がただ1回の接見によるアドバイスに留まらず、その後の継続的弁護活動を念頭において活動する必要がある」との問題認識を示した上、国選弁護本部の平成30年度の活動として、①逮捕段階における当番弁護士の出動要請の増加を図ること、②勾留前援助制度の利用の促進を図ることなどの企画をしているとの紹介記事があった。また、公費負担についての国民の理解を得るという観点からは、国選弁護人に支給される報酬・費用の算定が適正に行われていることについての実証的検討も求められよう。報酬・費用の算定基準は定められているが、算定の対象となる弁護活動の内容は、法テラスでは直接把握しようがなく、あくまでも弁護人からの報告によっている。そうだとすると、その報告が実際の弁護活動に見合ったものでなければならぬが、そこに問題はないのであろうか（例えば、必要もないのに接見を重ねて、接見回数を報告するというようなケースはないのであろうか。）。

以上、思いつくままに、被疑者弁護の充実を振り返るとともに、今後の方向性と課題について述べてみた。制度とその運用についての理解が不十分な点があるかもしれないが、その点をご容赦願いたい。

以上

(別表1)

第23表 通常第一審事件の終局総人員—弁護関係別—地方裁判所管内全地方裁判所別 より抜粋

年次	終局総人員	うち 弁護人の ついた被告人			弁護関係					
					私選弁護人のついた被告人			国選弁護人のついた被告人		
					総 数	うち 強 制 ¹⁾	うち 被 疑 者 段 階 か ら	総 数	うち 強 制 ¹⁾	うち 被 疑 者 段 階 か ら
平成18年	75 370	73 942	57 694	2 794	18 848	15 431	2 155	56 490	43 489	491
平成19年	70 610	69 515	56 532	15 928	17 854	14 518	9 891	53 271	43 441	5 227
平成20年	67 664	66 736	54 270	14 920	16 687	13 716	10 096	52 301	42 562	3 964
平成21年	65 875	65 216	53 514	26 832	14 996	12 264	9 860	52 738	43 409	16 108
平成22年	62 840	62 401	51 650	40 329	11 317	8 803	7 390	52 779	44 090	32 465
平成23年	57 968	57 928	47 600	38 557	9 864	7 563	6 235	49 329	41 184	31 675
平成24年	56 734	56 393	46 484	38 601	10 109	7 474	6 817	48 275	40 299	31 784
平成25年	52 229	51 944	42 965	36 419	10 072	7 326	7 038	44 032	36 905	29 381
平成26年	52 502	52 265	42 744	36 343	10 241	7 288	7 155	44 302	36 695	29 188
平成27年	54 297	54 039	43 613	37 178	10 910	7 564	7 761	45 593	37 357	29 417
平成28年	53 247	53 010	43 038	36 082	10 987	7 875	7 692	44 529	36 496	28 390

1) 訴因の変更により審理の途中から強制弁護事件として取り扱った場合を含む。

(別表2)

第24表 通常第一審事件の終局総人員—弁護関係別—地方裁判所管内全簡易裁判所別 より抜粋

年次	終局総人員	うち 弁護人の ついた被告人			弁護関係					
					私選弁護人のついた被告人			国選弁護人のついた被告人		
					総 数	うち 強 制 ¹⁾	うち 被 疑 者 段 階 か ら	総 数	うち 強 制 ¹⁾	うち 被 疑 者 段 階 か ら
平成18年	13 646	13 334	11 429	232	1 226	1 027	128	12 188	10 471	84
平成19年	11 482	11 266	9 728	992	1 016	863	455	10 390	8 996	419
平成20年	10 632	10 455	9 076	686	950	834	495	9 703	8 428	63
平成21年	10 715	10 571	9 332	3 660	845	742	531	10 020	8 859	2 974
平成22年	9 876	9 759	8 576	6 345	521	407	278	9 326	8 233	6 025
平成23年	9 142	9 025	7 909	5 964	502	379	289	8 599	7 575	5 615
平成24年	8 340	8 227	7 215	5 516	523	363	323	7 842	6 917	5 193
平成25年	8 109	8 015	6 646	5 257	606	421	376	7 554	6 289	4 881
平成26年	7 165	7 088	6 224	4 872	546	351	337	6 696	5 932	4 535
平成27年	6 590	6 497	5 652	4 274	596	401	375	6 060	5 311	3 899
平成28年	5 856	5 777	5 068	3 788	469	310	276	5 434	4 806	3 512

1) 訴因の変更により審理の途中から強制弁護事件として取り扱った場合を含む。